

第 8 回三重県飲酒運転防止に関する条例検討会

日 時：平成 25 年 3 月 22 日（金）14:00～16:10

場 所：議事堂 3 階 301 委員会室

出席者：三重県飲酒運転防止に関する条例検討会委員 9 人

資料：第 8 回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

資料 1 正副座長たたき台案

資料 2 事業者の努力（「飲食店営業者」及び「酒類販売業者」を追加）案

資料 3 イメージ図

1 正副座長たたき台案の検討

委員：ただ今から、第 8 回三重県飲酒運転防止に関する条例検討会を開催をいたします。

はじめに、前回の検討会において、福岡県における医療機関の指定理由について、その理由の一つとして「条例に求められている指定医療機関の役割を理解している」がある旨を報告したところ、指定医療機関の役割の具体的内容について調査の依頼がありました。事務局が福岡県に確認をしたところ、この指定医療機関の役割の内容については、飲酒運転の防止のためにアルコール依存症の診断を行うこと、それが役割であるということでありました。それ以上の役割は別段特にないということでしたので、その旨、私のほうから報告をさせていただきます。それでは、正副座長たたき台案に従いまして検討に移ります。資料 1 をご覧ください。前回までの検討済み箇所を網掛けと取消線で示してあります。2 ページ目をご覧ください。「3（2）県民の努力」についてですが、前回の検討により書かれている案文となりましたが、点線枠にあるように追加の論点が生じております。その追加の論点は、県が実施するという箇所を県だけに限定するのか、それとも、県及びその他の者が実施するというように県だけに限定しないかとの追加の論点が生じました。これにつきましては、「3（3）事業者の努力」の検討結果を考慮して判断することになっておりますので、今から「3（3）」を議論いたしますが、その後、議論をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。それでは、続きまして「3（3）事業者の努力」についてに移りたいと思います。前回の検討結果として特定事業者のうち、飲食店営業者と酒類販売業者については規定をすることとなり、書きぶりについては

正副預かりとなりました。正副のほうで案文を作成をいたしましたので、資料2をご覧ください。この資料2、まず、朗読をさせていただきます。「(3)事業者の努力」事業者は、その事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に資するための取組を行うよう努めるものとする。」これは変わりません。続きまして、イ、ウと検討したところでございます。朗読をさせていただきます。「イ飲食店営業者は、アの取組を行うにあたっては、酒類の提供を受ける者が提供された場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。」「ウ酒類販売業者は、アの取組を行うにあたっては、酒類の購入をする者が購入した場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。」このような案文を提案をさせていただきます。この内容について、少しご説明をさせていただきます。前回の議論において特定事業者のうち、飲食店営業者と酒類販売業者について規定するとしたのは、両業者が、車を運転する際に直接酒類を提供等を行うことから、飲酒運転の直接的な起因となる可能性が高いと考えられるので、一般の事業者よりも一段の意識を持ってもらいたいということのご提案をいただきました。そこで、その旨をこのようにイ、ウと表現をさせていただきました。また、前回の検討においては、他県の条例を参考に「文書を掲示する」等、具体的な例示を書き込んでどうかという意見をいただいております。しかし、重要なのは、先ほど申し上げましたとおり、両業者が車を運転する者に直接酒類を提供等を行う立場であることから、そのところを特に意識して取組を行ってほしいというところにあります。ゆえに、駐車場業者とかタクシー、代行業者については、その特定の事業者には入れなかった、このような状況もあります。以上のようなことから、このような案文といたしました。なお、他県の先進事例においては、このような少し具体的な書きぶりではなくて、もう少し飲食店営業者や酒類販売業者に意識を強く持っていただくというような書きぶりでの条例がございます。しかし、当県の条例案については、直接酒類を提供する、ないしは購入をする、その業者に対して、その行為において飲酒運転が行われないように配慮するよう、努力規定として規定をさせていただく、このような案文にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。そうしましたら、まず、この「(3)事業者の努力」の飲食店営業者並びに酒類販売業者のこの案につきまして皆様のご意見をいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。他県の例は、何々をすると、飲酒運転を防止するために必要な措置を講じるよう努めるものとする、そういう書き方が多いんです。特段の意識を持ってもらい、その啓発に努めても

らいたいという内容が多いのが事実です。この検討会において、今提案させていただいた内容というのは、この2業者に関しては、直接お酒を提供する、要するに酒を提供することを生業としていると。だから、飲酒運転に対する因果関係が非常に強いと。その行為において、飲酒運転が行われないう、ここでは特に「配慮」という言葉を使いましたが、に努めていただきたいという、より具体性を持った書き方をさせていただきました。ゆえに、他県の書きぶりとは少し違うのは事実です。他県にはこの書きぶりはございません。よろしいですか。

委員：この飲食店営業者は分かるんですが、酒類販売業者の場合、購入した場所から移動するに際してということですね。購入した時点で飲酒しているかどうか分からないので、あまり意味がないと言うとあれですが、この恐れも確かにあるので、この書きぶりも必要な部分ではありますが、そこだけ努めたらいいのかみたいな、曲解されないかと思いました。

委員：よく分かります。ここで前提として言えるのは、アの部分で事業者は、その事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転根絶に資するための取組を行うようというところで、基本的にはここで飲食店営業者や酒類販売業者もこれに含まれますので、ここで飲酒運転根絶に対する取組の意識を持ってやっていただきたいというのが一つ押さえられていると。そのうえで飲食店営業者や酒類販売業者というのは、前回の皆さんのご意見の中で直接飲酒運転につながるものを主として生業としていると。ゆえに、意識を持ってもらいたいということと合わせて、水際と言ったら非常にあれですが、そのの本当に物語的に書いてあるんですが、行為において購入をする者、提供を受ける者に対しての特段の飲酒運転が行われないうな配慮をしていただきたいという。だから、これだけを取ると、確かに今、委員がおっしゃられたとおりですが、アの部分でそれも含めて意味としてなしていると。ゆえに、そこからさらにぐっと意識を上げていただく。また、この取組を願うということでイ、ウを抜き出したという思いとして整理をさせていただいたのですが、おっしゃるとおりの部分もあります。

委員：確認ですが、基本的に事業者全員の方が、飲酒運転根絶に資するための取組を行ってくださいと、お努めくださいということがある中で、特に飲食店営業者、酒類販売業者は、特定の具体的な状況について配慮してくださいという内容として、よりフォーカスした形で今回ご提案いただいたという理解でよろしいわけですね。

委員：そういう形になると思います。基本的には当初はアだけでしたので、アにおいて事業者においてその特性を勘案しつつ、やるべきことをやっていただきたいというのが

あると。そのうえで、今おっしゃっていただいたとおり、飲食店営業者と酒類販売業者はフォーカスをして、提供したその後において、一番行われる可能性が事実上高いわけですので、そこで特段の配慮をしていただきたいと。ここを注意とか措置とかいろいろ考えたんですが、ここは配慮していただきたいということで表記したという感じですよ。

委員：今、お話をお伺いして、言葉の表現の仕方だと思うんですが、努めるということでは最後終わっているかと思いますが、今のお話を聞いていると、かなりフォーカスされているということと、行ってほしいというさっきのコメントからすると、「行うものとする」というような書きぶりのほうが、より分かりやすいのではないかと思います。

委員：その部分は非常に大事な部分でして、今回のこの条例をどのぐらいの強さにするのかということのお話だと思うんですが、それで、「行うものとする」とすると、これは軟らかい表現にはなりますが、義務規定になるんですね。「努めるものとする」とすると、努力規定になるという、その差をどう書き入れるかということで、思いとしては義務規定までいきたいんですが、果たして義務規定まですると、それができなかったところに対してはどうするんだというふうになるので、今回においては県民の努力、事業者の努力に関しては努力規定にとどめてあって、我々としてより強めたいところに関してのみ義務規定にしてあると。その辺の差があって、思いとしては同じ思いです。

委員：先ほどの話も、「行う」とか「配慮する」とかいうふうな表現だったので、どうかというふうに思っています。

委員：思いとしてはそうなんです。けど、全体の最大公約数を取っていくと、ここは努力規定ということで調整をさせていただいたというところですよ。

委員：既に法律で飲酒運転はしてはだめですし、飲酒運転を助長するようなこととしてはだめだという規定がある中で、私はここを努力規定として、さらに法律を超えた部分での我々の思いということで、県民や事業者の方にご努力をお願いしたいというところでいけば、努力規定が私は適当だと思います。これも確認ですが、事業者の努力として3点挙げていただいています。具体的に飲食店営業者の方がこういうことをしたいとか、酒類販売業者がこういうことをしたいといったときに、県の責務として必要な支援を行うというところへつながるということですね。

委員：流れからいくとそういうことです。けど、ここで県の支援を行うと入れてあるので

すが、それがどこまでの支援なのかというのは、例えば、施策の範囲なのか、予算を伴うのかうんぬんというのは、なかなかここでは具体的に議論をしづらいところですので、事業計画の中でどこまで踏み込めるかということだと思います。例えばステッカーをつくと。その予算は県が積極的に出すというようにするのか。条文はそうようにつながっていくと思います。県民の努力、事業者の努力、それに対して県は必要な支援を行うものとするとして書いてありますので、その流れにはなります。

委員：具体的に県がどういう支援があるのかというところが、正直、自分も想像ができないところがあったので確認させていただきました。流れ的としてはそうならざるを得ないと思いますし、これはいったん我々の案をつくって、執行部としての意見を当然お聞きする機会がありますので、そこでのアクションを踏まえながら具体的な支援策を検討することでいいかと思いますので、中身として私はこの案に賛成させていただきます。

委員：ほか、どうでしょうか。

委員：このア・イ・ウの並列された形で条文が記述されていますが、アの部分とイ、ウの2つとの一つの横並びというような感触はちょっと受けにくいところがあるんですが、この事業者とするものと、イ、ウの2つの業者は全く別なものとしてここに記述しているということでしょうか。事業者というと、一般的に飲食店業者とか酒類販売業者も含めるととられる場合もあるんですが、その辺、あくまでア、イ、ウは、別々に記述をしていると書いてあるのか。というのは、「(3)事業者の努力」というところから、その下にア、イ、ウという分け方をされていますが、その辺のはっきりした感覚がちょっとつかみにくいところがあるんですが。

委員：アの事業者には、イの飲食店業者、ウの酒類販売業者も含まれます。含まれたうえで根絶に資するための取組をお願いしたいと。イとウに関しては、その中においても特に飲食店業者にはこうと、酒類販売業者においてはこうと。だから、このイ、ウに関しては、特定事業者という部類に入るというとらえ方はできると思います。アの事業者にはこの2業者は入ります。

委員：分かりました。必ずしもア、イ、ウというのは、並列に書かれていたものではなくてということですね。

委員：まず、アがとらえられ、そのうえにおけるイ、ウである。だから、ここは分けてもいいという議論があってもいいかもしれないですが、一つにしたということです。

委員：分かりました。

委員：よろしいですか。そうしましたら、大体意見を伺ったうえで、また、必要なところは逐条等でも表しながら、また執行部とのやり取りの中で確認をしていきながら、よりこれを事業計画、さらには具体的な施策としてどう落とし込むかに関しては、今後でございますので、この案文で「3(3)事業者の努力」については決定をさせていただきたいと思います。そうしましたら、もう一度戻る形になりますが、「3(2)」のところでは事業者の努力がこのような形でまとまりましたので、前に戻りまして資料1の2ページ、「3(2)の県民の努力」の追加論点について検討したいと思います。戻って恐縮ですが、ここで先ほども申し上げましたとおり、県が実施するという箇所を県だけに限定するのか、それとも、県及びその他の者が実施するというように県だけに限定をせずに表記をするのか、この部分についてご議論をいただきたいと思いますが、皆様の意見はいかがでしょうか。前回は、その他の者が実施する、要するに県以外も入れてはどうかということで、ここは事業者の努力を確認してから決めましょうということにさせていただきましたので、今、「3(3)」が決定をされましたので、皆様のご意見をいただいて、ここの表記を決めさせていただきたいと思います。県民の努力の中で県が実施する施策に協力するだけにするのか、県及びその他の者が実施する施策に協力するというふうにするのか、この論点でございます。

委員：後者の県及びその他の者の案に賛成します。その理由としましては、先ほど議論しました事業者の努力ということも入ります。事業者の取組というのも我々としてはお願いしていきたい。また、この後の議論になりますが、教育機関の中には私立の教育機関も当然含まれてくるという思いを持っておりますので、そうしたことも考えますと、県の施策だけではなく、広く県及びその他の者がということになるのかという理由で、県及びその他の者の取組に協力するという点でいかがかと思えます。あとは、言葉の使い方のことだけは事務局のほうで整理をしていただきたいのですが、県が実施する施策はすつとくるんですが、県及びその他の者が実施する施策という言葉はなかなかつながりづらいかと思えますので、その辺をうまく整理していただければと思います。

委員：ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、先ほど委員からこの県民の努力において、県が実施するだけではなく、事業者の努力等も入ってきましたし、また、教育の部分でも様々な施策が出てくる可能性がある。ゆえに「県が」実施するを、「県及びその他の者が」実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとするということで修正をしたうえで、決定をさせていただきたいと思いますが、

よろしいですか。では、そのようにさせていただきます。なお、その他の者が実施するという言葉そのままで行くのか、条文上もう少し違う言葉になるのかは、事務局も含め正副にご一任いただいてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。続きまして、「4基本計画」については、基本方針を基本計画と変え、このように網掛けのよう、基本的には基本方針を基本計画に名称を変えたわけですが、変更をさせていただきました。続きまして、3ページの「5教育及び知識の普及」に移ります。前回、この部分に関しましては、特に「5(2)」において、「小学校、中学校、高等学校、その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うものとする」というふうに修正をさせていただいたところでございます。この変更につきまして、前回の事務局の説明について、事務局から説明の訂正の申出が出ております。ここで少し時間をいただきまして、この「行うよう努めるものとする」から、「行うものとする」と変えたところにつきましての説明の訂正について、事務局からよろしく願いをいたします。

事務局：前回の検討会におきまして、「何々するものとする」という表現につきましてご質問がございました。その中で義務づけではないという旨の説明をさせていただきましたが、検討会終了後、文献等を調べましたところ、何々するものとするという表現は義務づけとなるということでした。申し訳ございませんが、この点、訂正をさせていただきますので、よろしく願いいたします。そして、前回の検討が何々するものとするという表現が義務づけでないということを前提に議論をしていただきました。そこで義務づけとなるということになりますと、以下の2点についてのご検討をお願いする必要があるかと思えます。1点、まず、県民の努力、それから、事業者の努力、これが努力規定でございます。この教育に関して義務づけを持って来ていいのかどうかという点のご検討が1点。2点目、私立の教育機関や幼稚園、それから、専門学校等に対しても義務づけるというふうなこととなります。これでよろしいのかどうか、この点についてのご検討をお願いいたします。

委員：以上、訂正の説明と、その説明における配慮すべき事項の内容の説明をいただきました。先ほどのところ、ちょっと確認をさせていただきますと、当初、行うものとするも義務づけではないというご説明が事務局からあったところでございます。しかし、文献等を調べる中で、これは義務づけの一つに入るということで、その部分で努力規定ではなくなると。これは確か委員からのご質問だったと思いますが、そのうえで、ここは我々の条例のポイントの一つであるので、行うものとするというようにしまし

ょうということになったわけですが、これが努力規定ではなく、義務づけ規定になるということで、どのようにすべきかというところで皆さんのご意見を伺いながら、必要であれば修正をする、ないしは、我々作成者の意思として、やはり義務づけであったとしても、これはソフトな義務づけなわけですが、やはり教育機関において、そのような作業、飲酒運転の根絶に関する教育を行っていただくべきだという思いで、この「行うものとする」という案文のままでいいとするのか。ここ、改めて皆さんのご意見を伺ったうえで、再度、決定をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：その前に教えていただきたいんですが、この教育の内容というのがイメージがつかないのですが、飲酒運転の根絶に関する教育内容というのは、どんなイメージを持たらよろしいのでしょうか。

委員：これはまだイメージの範囲ですが、ここの小学校、中学校、高等学校うんぬんの条文を付けたというのは、直接的に飲酒運転はだめだという教育を行うのではなくて、規範意識の定着・向上という意味で、長いスパンの中でそういう意識を子どもたちに身に付けてもらうことが大事じゃないかということで、教育機関において飲酒運転の根絶に関する教育を行っていただきたいという内容で入っております。具体的にどんなものかということ、現場においては交通安全教育というのは、基本的にはされていると思います。しかし、交通安全教育というのは、子どもたちが、自動車や交差点やいろんなところで危険に対して対処する教育であると。しかし、それとは別に飲酒運転根絶教育、お酒を飲んで運転をしてはいけないとか、本来、車を運転する者はどういう自覚、意識を持って運転をするべきかと。それには当然お酒を飲んでそのまま運転をすることは許されないことだとか、ないしは、小学校、中学校においては、お酒を飲んで車を運転することはいけないことだということを教育することによって、その家族、特に親に対して、例えば家族で食事に行ったときにそういった会話が子どもたちから出れば、当然親にとっては相当な作用を及ぼすのではないかと、こういった部分での規範意識の向上・定着、飲酒運転根絶に対する内容からこの部分が入ったという理解です。ゆえに、教育としては交通安全教育とはまた別に、ないしは、その中において飲酒運転根絶のためのその性格に応じた教育、ないしは、指導、ないしは、その教室を行っていただくという、イメージとしてはこういうイメージだと思います。

委員：ありがとうございます。そうすると、交通安全というお話もありましたが、私は基本賛成ですが、教える側のスタッフとか学校の先生のご協力もいるかと思ひますし、

頻度にもよると思いますが、大体イメージ的には年に1回というイメージでその現場でやるというような形なんですかね。

委員：これも基本的には基本計画の中で教育委員会を中心に考えていただくことですが、イメージとしては年に1回、ないしは、多くとも2回、私もそういう頻度かなと思いますね。毎月やるというようなものでもないとも思いますので、しかし、そこはある意味、ゆだねるところであって、しかし、おそらく交通安全教育というところが中心だったものが、飲酒運転根絶教育というのも一つ項目として立てていただくというイメージかなと考えています。

委員：ほか、どうですか。

委員：行うものとするというのか、努めるものとするかというのは、事務局の説明を聞いていて、県民と事業者が努めるものなので、小中学校の教育を行うものとする、いかがかというのがあったので、そのとおりだなと思って、「努めるものとする」のほうがいいかなと私は思いました。それと、委員の話の延長で、小学校は交通安全教育はやってきたような気がしますが、そこへ飲酒運転のことも入れればいいのかと思いますが、中学校、高等学校であったかと思ひまして。どの時間、どのカリキュラムの中へどうやって入れるのか、イメージが湧かないんですね。

委員：これはまた執行部のやり取りの中で確認をしていただければいいと思いますが、1年ぐらい前のテレビの放映で、どこかの高校で話がありました。自転車と車とのうんぬんというので交通安全教育が高等学校で行われたというのは、私もテレビの報道で、三重県ですよ、見ましたので、行われていると思います。特に自転車通学されている高校生、中学生は多いので、そこに基づいたのはあると認識しますが。

委員：どこかの場面で確認できるところがあるわけですか。

委員：執行部とのやり取りの中でできると思います。ほか、どうでしょうか。

委員：私も努力規定でいいのかなと思います。義務規定にした場合、指導要領とかその辺まで突っ込んでいくことにおそらくなると思うので、そこまでのところはなかなか。ただ、本県条例として努力規定であれ、小学校、中学校、高等学校その他教育機関というふうに言及すれば、それはそれで教育委員会さんのほうで、また、県の基本計画のほうでお願いしますという形で盛り込まれていくのかなと思いますので、あえて義務規定にする必要はないかと思ひます。

委員：ほか、どうでしょうか。

委員：努力規定でいいのではないかというご意見をいただきまして、少し思いだけ改めて

お話しさせてもらっておくと、道路交通法で厳罰化していただいていますので、当条では、あくまでもどちらかという、対応的というか、応援、支援をするという形でというスタンスは大前提だと思うんですが、一方で、コアな違反者の部分に対して、実効性のある部分を持ちたいという思いの中で、一つはこの後で議論をいただくアルコール依存症に対する疑いがあれば、どういうふうに支援をしていくかという部分と、もう一つは、残るはすごく規範意識の低い再犯者という、繰り返される違反者に対してどういう対策を打っていくかという中で、皆さん方の議論の中でもう一つの柱として、この条例の柱として教育をしっかりやっていこうという部分になってきたと思いますね。その中で、この小中高の教育機関の部分の教育ということが出てきてますので、思いとしてはなかなか微妙なところであるなと思うんですが、柱として際立っていくために、やはり努力義務、努めるものとするというよりは、行うものとするという形にしていきたいということが正副の思いであったということだけ、少し説明だけさせてもらっておきます。

委員：私も今回の条例をつくっていくにあたって、再三再四出ていますイメージ図という本日の資料3ですが、この中で三重県の根絶条例の特徴として、重視する対策というところの2本柱、規範意識の定着、再発防止、ここを太陽的な取組、北風の取組ということに散りばめながらやっていくということにおいていきますと、横並びの議論でいくと、なるほど確かに県民には努力を求めている、事業者には努力を求めている、教育機関もだから努力規定でいいじゃないのというのも一理あるんですが、我々条例をつくっていく立場の者からすると、その思いとしては、やはり教育機関に対してはもう一步踏み込んでほしいという気持ちを持って、私はこの条例はつくっていくべきだと思っています。また、今やっていただいています交通安全県民運動の実施要綱の中にも、教育関係機関、団体に対しましては、幼児、児童生徒に対する交通安全教育の徹底を求めていたり、これは事業者としてなるのかもしれませんが、教職員に対する交通安全運動の周知徹底といったことも運動の中で求めているわけです。そういうことから考えますと、あながち教育機関に対して義務規定として提案したとしても、そんな無茶なことを言っていることではないと。我々立法者としての思いは、教育機関に対してもっとしっかりやってほしいというメッセージも込めて、義務規定で持っていてもいいのかなと。ただ、これはここだけで決まる話では当然ございませんので、執行部との話もあるでしょうし、当然パブリックコメントもしていく。その中で特に私立に対しても義務付けをするということについては、特段いいいな説明

というか、私立学校の協会とかそういう団体に対しまして、そういう説明もしたうえでご意見をいただいて、それでやはり私立学校からすればなかなか難しいですと、こうこうこういう理由で難しいですということ、我々がそれは仕方がないとなったときに努力規定にすることはいいかとは思いますが。現時点でご意見を聞く前に、ここを努力規定で終わらせてしまうのは、すごく思いとしては残念なので、もう少し議論していただければありがたいと思います。

委員：分かりました。ほか、どうですか。

委員：私も義務規定にさせていただければと思います。やはり教育及び知識の普及ということで、教育というのは、児童生徒の規範意識を向上させるためでもありますし、何より児童生徒の命を守る。その人が大人になったときに、規範意識を持った大人に成長していただくための教育ですので、ここは努力ではなくて、大人が児童生徒に対する教育の一環としては、やっぱり義務でなければいけないと思います。

委員：ほか、どうですか。せっかくの機会ですので様々な議論をいただいて。

委員：ちょっとさかのぼるようなことを言ってしまうのですが、大体一番責任あって飲酒運転してはいけないのは県民であるはずなのに、それが努力でこちらが責務というのはバランス悪いと。大体自分が飲酒運転をしなければそれですむはずの県民のところは努力で、他が義務規定というのはバランスが非常に悪いと私は感じています。

委員：これは教育機関に対してお願いをする話で、そこにおる子どもたちに義務を課すわけではないので、そこはまた違いますけど。

委員：一応意見だけ述べさせていただきますと、本来的にアプローチしていかなくちゃいけない、確かに規範意識は向上していくために必要なもので、だから条文として規定するというので、私は結構効果があるかととらえていますので、努力規定でいいかなというところ。子どもたちに別に何か負担がいくということではないというのはもちろん分かります。アプローチしていくのは、子どもたちもそうですが、県民に対してということなので、県民というか成人の運転免許を持っている人、もうすぐ持ちそうな人にしっかり働きかけていくべきである。そっちのほうのウェイトのほうを大きくするべきかと思うので、努力規定でいいかと思えます。

委員：ほか、どうですか。

委員：私は教育委員会さん等も連携して行うものするというような形でお願いをしたいと思えます。というのは、先ほど委員言われましたように、三重県としての条例をつくるということで、そもそもずっとこのイメージ図で教育、知識の普及ということで掲

げてやってきたということと、できるできないは別にして、この段階で努力で終わらせるのではなくて、もうちょっと踏み込んだ形で検討していただきたいと思います。

委員：分かりました。ほか、どうですか。

委員：ここの規範意識を定着するための教育が重要な柱だという思いは、私も同じです。書きぶりとしてどちらがいいかというのは、まだ少し判断がつきかねるところはあるんですが、皆様のご意見を聞いていて、その行うものとするという書きぶりでもそんなに無茶な部分でないということであるならば、そういう書きぶりでもよろしいのかなと今考えておりました。

委員：ありがとうございます。

委員：一つ言い忘れました。ただ、さっき委員が言われたように、ほかの部分では努力目標じゃないかという部分に関して、私も同感でして、さっきも言いましたが、さかのぼって申し訳ないですが、資料2の3つのア、イ、ウがあったと思いますが、そのところで私もちょっと気になっていたのですが、そのところのア、イ、ウ3つは全部努めるものとするということで、この人たちのほうがお酒との接触が近いじゃないかという部分もありますので、そこら辺のバランスは、もう一度全体的に見ていただきたいという要望を伝えさせていただきます。

委員：分かりました。

委員：バランスの話は、この条例の中だけで議論をすると、確かにバランス悪いんですが、先ほど資料2のほうでも申し上げましたが、道路交通法という法律でははだめという罰則までやっているという、法律でそこまで規定して、県民は当然飲酒運転をしてはだめなのだと。そういう規定のある中で県民に求めていくこと、事業者に求めていくことと、教育機関に対して求めていくことの違いというのが私はあると思っています。教育機関に道路交通法上で何々しなければならぬとか、何々してはだめだとか、そういうターゲットというか対象になってないと思うのですね。そういう観点からいくと、私は違いがあってもおかしくない。条例の中だけで見るとバランスが悪いという意見も分かるんですが、道路交通法ということも考えた場合には、教育機関だけきつめの義務をここで規定すること自体は私はおかしくないと思っていて、もしかすると、私の法律の解釈が間違っているかもしれないので、その場合は事務局からもまた訂正いただければありがたいのですが。そういう中で、申し上げましたように、今、委員もおっしゃっていただいた、それから、委員も今判断しづらいという中でいった場合に、実際の学校経営をされていらっしゃる方とか、教育関係の方のご意見

を聞いたうえで努力規定にすることはいつでもできると思いますので、今の時点では義務規定で、一度、ご意見を聞いてみるのがいかがかと。その時点で私も義務規定に最終的にずっとこだわる気はないので、現場のほうから見れば、それはなかなか非現実的ですよということであれば、努力規定にということも当然あるとは思いますが、この段階で議論を努力規定でもいいと収めてしまうのがどうなのかなという気はしています。

委員：分かりました。そうしましたら、それぞれの意見を聞いたうえで、多数決を取るものではございませんので、一つまとめさせていただければと思っておりますが、様々ご意見をいただいたところでありまして。そして、今回のこの条例のスタートとするところで、2つの特徴があると。その1つは規範意識の定着であり、もう1つは再発防止であると。これが2つの山であるというようなところから進んでおります。その1つの特徴である規範意識の定着というところで、具体的に今回、教育及び知識の普及というところの表記がされておるといふ流れがございます。そこでこれを義務規定にするのか、努力規定にするのかというところでありまして、今、委員がおっしゃったように、これが義務規定であっても、非常に厳しいというか、強烈に縛りのかかっている義務規定であるというふうに私自身はあまり感じておりません。要するにこの意味合いをどうするかによって、より実効性を高めていただけるのかどうかということだと思っておりますので、どちらの書きぶりにしても非常に実効性のあるものとして書いていただくことだって、当然可能性としてはあると思っております。しかし、この検討会のご意思として、ここはポイントの一つであるので、よりこの規範意識の定着における教育・知識の普及を教育機関において行っていただきたいという意思を示していく意味において、ひとまずは行うものとする表記にさせていただければというのを提案させていただきたいと思っております。そのうえで、当然これには関係者がございます。今、話があったとおり、私立の幼稚園であるとか、ないしは教育機関、これは教育委員会との意見聴取も、この後、素案になった段階で当然その時間を取りますが、その中で様々意見を聴く中で、今、委員から話がありましたとおり、努力規定にすることはできると思いますので、そういったご質問等をぜひしていただきながら、その方向で皆さんの意見を伺ったうえで、ひとまずまとめさせていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

委員：基本的にそれはそれで今、よろしいです。論点がちょっとずれるかわかりませんが、委員が言われた飲酒運転だめだというのは、道路交通法でもずばっと決められていて、

条例はどうしてつくるかという、それを補完という表現がいいのかどうか分かりませんが、上乘せであったり横出しであったりというとらえ方を、そういう認識でいいのかどうかという確認がどこかでできればということと、もしそうだとすると、県民の努力で、努力というのは、自らしないというのが道路交通法で罰則もあって当然のうちで、自身以外の施策に協力をするという解釈をすれば、これは整合取れてくるような気がするんですね。そんなイメージでいいんでしょうかね。

委員：基本的に法律というものがある中で、法律を超えるものを条例としては規定できない。ただ、その法律の隙間を埋めるというところを条例で規定することは、十二分にできるという解釈のもとで考えますと、今、まさに委員がおっしゃっていただいたとおりでして、県民には法律では飲酒運転してはだめですとはっきり言われているわけですが、では、県がやること、事業者がやることに協力しなくてはならないとか、してくださいねということまでは法律で求められてない。であれば、条例にそれを盛り込むという論理構成でいった場合に、教育機関に対しては、より一歩、我々としては進んだことを求めていくというので違いがあってもいいんじゃないかという理解をさせていただきます。その理解が正しいのかどうかというのは、法律的な観点で見た場合にいいかどうかということも、またアドバイスを事務局からいただきたいと思えます。

委員：また関係機関に聴取したりとか、執行部と聴取したりとか、パブリックコメントもかけます。そのうえで最後の再修正という機会がありますので、そこで全体のバランスも含めて考えさせていただくということはどうでしょうか。

委員：私は前回、ここの責務のところを努力でという話をしたときの私の感覚としてのバランスは、法律を作ったり、強制していく側というのは、非常に抑制的でなければならぬという基本的な思いがあって、そのかけていく側の県は責務でいいじゃないか。ところが、かけられる側というのは、少し差があるべきかという思う中で、この努力というのと責務と努力が分かれていたほうがバランスがいいなという思いがそのときはあって申し上げました。今回、教育の部分というのは、しかし、その中であっても、柱であるからというので少し強めの書きぶりというものもあるのかな、そういうバランスで私としては理解させてもらっていました。

委員：ありがとうございます。法律論にまで入りまして、非常に検討会らしい議論になり、ありがとうございます。では、次に進ませていただきます。次に、同じく「5(2)」において、前回の検討会で大学も例示するかどうかというご議論をいただいております。

した。ここにつきまして、少し正副で調整をさせていただきました。それで、正副で検討した結果については、大学までこの条文中には例示をする必要はないのではないかという判断をしたところでございます。当然その他の教育機関に大学というのは包含をされておりますし、今回のこの「5(2)」においては、先ほど委員のご質問にも少し答えさせていただいたとおり、この規定の主たる思いは、将来性を踏まえつつ、規範意識の定着を図っていく、ここに今回の思いがございます。将来性という観点から考えると、やはり例示としては、小学校、中学校、高等学校が妥当と考えております。大学については、その他の教育機関で読み込むという、将来に向けての規範意識の定着ということで、この小学校、中学校、高等学校を例示し、あとはその他の教育機関でしっかりと読み込んでいけるということで判断をさせていただきましたが、そのとおりでよろしいですか。ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。確認をさせていただきます。「5(2)」につきましては、小学校、中学校、高等学校、その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うものとする。このような文にさせていただきます。それでは、次に移らせていただきます。重点取締区域については、県警の意見も聴取し、参考としながら引き続き考えていくことになりました。4ページをおめくりいただきまして、「6再発防止のための措置」については、原案のとおりとなりました。それでは、新たなところの議論に入ります。本日は、「7受診義務」から、「11委任」のところまで皆さんご意見をいただきたいと思っております。まず、「7受診義務」につきまして、たたき台案を朗読をさせていただきます。「7受診義務(1)飲酒運転違反者は、県が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受けなければならない。(2)県は、医療機関の指定、診断規準等(1)の診断に関して必要な事項を定めなければならない。(3)県は、飲酒運転違反者が(1)の診断を受けない場合には、その家族に対し、飲酒運転違反者に(1)の診断を受けるよう要請する等必要な協力を求めることができるものとする。(4)(1)の診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断した者に対して、アルコール依存症の治療に関しても助言を行うことができるものとする。」以上でございます。この件について意見シートの中では、論点等大きくは出ておりませんが、今回の条例の重要なポイントの一つでございますので、皆さんのご意見を伺いながら、案文を決定をさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

委員：県警本部の資料で平成23年の検挙件数というのが約600件ということでございま

すので、その 600 件の方がこの対象になるということですよ。

委員：過去の事例からいくと、その方が対象になるということになります。

委員：全く 1 回目からすべての違反者の方がこうして受診義務になるということは、以前も少し申し上げたのですが、外形から判断するという危険があるのではないかという、そのおそれをどう整理されるのか。先ほど委員がおっしゃったような依存症に対する支援というような温かみをできれば私は出してほしいと思っておりますので、そういう表現が感じられるような形にしてほしいという、その 2 点を申し上げます。

委員：この件につきましては、確かにこの受診義務の項目は違反者 1 回目からの受診義務とさせていただきます。そこに対して外形的に依存症と決めつけるのではないかというようなご意見もいただいたところでございます。けど、これは私も副座長も含め提案させていただいております。思いとしては、1 回目の違反からこの人が依存症であるとか、そのような状況であるという決めつけをもって、もっといならば、制裁的措置として行うというような思いは、全く持っておりません。その自覚を持つ持たないにかかわらず、確かにその診断を受けた方において、依存症ではない方もおられると思います。しかし、その方の、条文には書いておりませんが、将来的な健康の保持、ないしは、多量飲酒等によって家族等も大変な思いをされている方もおられるかもしれない。そういったところに対して、これは非常におこがましい言い方になりますが、手を差し伸べるという意味合いで我々はとらえさせていただいております。何も依存症としての診断がなければ、それ以上のことはないわけですし、しかし、自覚の問題として、そこで一段の自覚があれば、当然違反を 1 回したことに對しては事実ですので、意識が変わるのではないか。仮に依存症の診断がなされた場合、これも当然それなりのガイドラインなり診断規準を持った病院にお願いしようと思っておりますので、その方にとって、ないしは、その家族にとって、ないしは、将来的に再発を未然に防止する意味において、その方がその治療をされることは、すべてにおいてプラスになるのではないかと。残念ながら依存症の方でも、自らの自覚をお持ちでない方もおられますので、そこにおいて、この条例をもってその方向に導いていくといったら言い過ぎになりますが、方向付けをしていく。結果、未然に飲酒運転に対する事故、ないしは、悲しい事実も減らしていきたい、ないしは、そのことでお悩みになる方、ないしは、家族も減らしていきたい。これは委員の意見を借りるならば、幸福実感度を高める、ないしは、不幸な方を被害者としても加害者としても少なくしていくものになるのかなと思っておりますので、制裁的な思いは全く持っておりませ

ん。

委員：お気持ちは私もそのとおりだと思いますが、ただ、一方で参考人さんの意見で3回かそれくらい受診してもらわないと、なかなか依存症かどうか分からないということでしたので、そうすると、この規定で想像すると、飲酒運転をなされた方が3回とか、例えば仕事もある中で医療機関に通院することになりますので、罰という意味でも少し重い負担があるのは間違いないかと。先ほど座長もおっしゃったように、一方で依存症の方は、こんな診断を受けたくないわけですから、うまいこと逃げたりするような、自覚がなかったり、あるいは場合によっては悪質な場合は逃げる場合もあるわけで、そうすると、どこに線を引いたらいいのかなというのは、私も自ら結論を出せるところではないのですが、だからといって違反者すべてに1回目から受診義務を課すことが果たして妥当なのかどうかというのは、少し判断しづらいところがあって、もう少し皆さんにも議論していただきたいかと。

委員：この3、4の部分で私は温かみを感じますね。これで十分だと思います。

委員：委員の今の思いの中で、当然受けたくないんじゃないかという思いですね。3回受けることに対してどうかというお話がありましたが、参考人質疑の中で3回受けていただきたいというのは、参考人がおっしゃってありました。しかし、この状況において、本来的にガイドラインをどうするかというのは、今後になる部分で、絶対3回だというふうに私どもも求めていくことは、私の思いとしては思っておりません。ですから、そこはどこに線を引くのか。遠方から3回必ず来いというのは、確かになかなか難しいものもあると思います。方々に指定医療機関ができれば別ですが、だから、そこは具体的に作成していくうえで考えていく、ないしは、参考人は3回受ける必要があるという裏返しとして、県はそこに対しての財政的な、仕事を休むというところに対しての担保もするべきだというお話もされておりました。そこはどう考えるのかという問題もあるので、しかし、方向性としては、厳罰化がされても残っておるこの部分に対して、温かみのあるアプローチといったら言葉が過ぎるかもしれませんが、ここの部分で減らしていきたいと。1回目からどうかという今、お話がありました。その前に受けない人がいたり、逃げる人がいたらどうするかというお話がありました。ここをさらに網をかけていくという、網をかけるという言い方も語弊があるかもしれませんが、となると、その行き着く先は過料ないしは罰則という規定になってくると思います。しかし、本検討会では、前段の議論の中でそこまではどうかということで、罰則までは規定しなくていいのではないかと。これは委員もおっしゃった部分ですが、

ここはおそらく理解されているところだと思います。そうしたら、より実効性をどう持たせるのかということで、2回目よりは1回目からというような意見を私自身は持ったわけですが。それで、福岡県は2回目において、初めて罰則がかかることとなります。今の法体系からいくと、1回目においてそれなりの人数の方がおられて、ここには罰則がないと。2回目において初めて受診しなかった場合、罰則があると。果たしてこの人数がどれだけになるのかというのは、今の法体系からいくと、相当少なくなる可能性があるのかなと思うのです。そうすると、我々としてはこれを少なくとも事実として違反をされた方に対して受けていただくことによって、少しでも依存症の方は治療していただきますし、依存症じゃなかったとしても、やはり自覚を持って将来的には車の運転に臨んでいただきたいという意味においては、実効性という意味においては、福岡県は2回目ですが、1回目からの受診のほうが合うのではないかと判断をしているところです。一応、説明としてはそういった思いです。

委員：基本的に1回目で受診義務というのは賛成です。アルコール依存症というのは、参考人のプレゼンテーションにもありましたように、アルコール自体は脳に影響を及ぼす薬物で、多量飲酒によって依存症となった場合は、その飲酒習慣をコントロールできないという状況にありますよね。そうなってくると、飲酒にまつわる生活習慣までがコントロールできないという状況になって、アメリカの数値でしたが、初めて飲酒運転で検挙された者の約60%が依存症であったということがあります。ご自身ではコントロールできない状況になっている方たちを適切に医療につなげてあげることで、飲酒運転の再発が一定防止できるとともに、その方の病気を治療に持っていける。ただ、受診に関して逃げた場合はどうするのかということについては、それはあくまでもそこまではなかなか条例上は追いかけていけないかと正直思っていますが、1回でも受診していただくことで、ただ、受診してもらったことですぐに治療が始まるわけではないですね。オーディットで検査をして、オーディットでも15点以上の人は依存症の疑いが非常に強いということですから、医療側も決めつけてかかるのではなくて、その方のさらなる検査をする必要があれば、検査どうですかということで、そこでもし拒否をされたら、それはしょうがないと思うのです。ただ、ご自身としても飲酒運転をしてしまって、だめやったなと心を痛められている方の多くは、じゃ、検査してもらおうかという気に私はなると思うんです。そのことで飲酒量がコントロールできるようになっていけば、自ずと再犯率は下がっていくと感じていますし、諸外国のアメリカやオーストラリアなんかのデータを見ても、受診をして治療プログラムにつ

なげていった場合は、再犯率が下がったというデータがありますので、なかなか他県ではないですが、本県として、ここはまずは1回目受診していただくことで、全国にもこの効果をPRしたいとは思っていますし、私もありますし、意見です。

委員：分かりました。ほか、どうですか。

委員：私も1回目からの義務づけでよろしいかと思っています。平成19年に出された常習飲酒運転者対策推進会議の文書を改めて読ませいただくと、飲酒運転の根絶を図るためには、飲酒運転に対する国民の意識改革を進めることが重要であるが、これに加え、常習飲酒者、多量飲酒者の減少を図ることが重要であると。そのために何よりもまず、本人の疾患の自覚と、専門医療機関への受診を促すことが重要であるということが書かれております。まさにそのとおりで、その背中を押す役割というのが、この条例に求められているのかなと思っていますので、一度目からの受診義務を課し、そしてまた、委員がおっしゃられたように3、4で温かみのある支援策をしっかりとやっていくという構成で私はよろしいかと思えます。

委員：分かりました。ほか、どうですか。

委員：私も1回目からでいいと思います。なぜかというと、2回目があってはいけないからですね。2回目があることを前提にということはおかしいですね。だから、1回目で無くすための1回目受診に賛成です。

委員：この受診義務のところの表現で、どこまで温かみが出せるのかというのは、なかなか難しいところかとは思いますが、やっぱり皆さん方、今ずっとお話しいただいているように、ここの一番はじめの項目は、あくまでも診断を受けていただくことによって、言い方は変かもわかりませんが、少しでも救いの窓口というか、受け皿というか、そういうものを設けていこうという位置づけでここを考えていただけると、何も決めつけていくことでは決してありませんので。一方で別の次元で必要なのは、今、委員もおっしゃっていただいたようなお話、一般の県民の方がアルコール依存症に対してどんなイメージを持っているかとか、どれだけ知識を持っていらっしゃるかという部分については、やはり弱いと思うんですよね。そういう部分で、自身の意思にかかわらず本当に飲んでしまう、運転もしてしまう、そういうことも含めて、治療も必要なんだということも含めて、そういうアルコール依存症への知識なり理解というか、そういうのをこの教育及び知識の普及のところできっちりやってもらう必要は片方あると思うんです。それはここの条文に書き込みが必要かどうかという点はあるんですが、これは基本方針なり、条例ができた時点で座長からお話をさせていただく中で、そ

ういうアルコール依存症に対する知識や理解をしっかりと県も、あるいは、いろんな団体さんもやってくださいよということのお願いはしっかりとしていくべきだと思うので、そういうところでバランスを取りながら、ここは1回目から受診義務を課していくということを進めたいなとは思いますが。

委員：ほか、いかがでしょうか。大体よろしいですか。立法者の意思としては、ここは違反者に対して決めつけとか、間違っても制裁ということではありません。委員がよくおっしゃったように、人権に配慮した、ないしは、温かみのある、そういう例えば事務的な作業一つにしてもしていきたいなと。おまえ、違反したんやで受けやなあかんやないかという姿勢ではないということにはしたいと思っています。それが確かに今副座長がおっしゃったようにここには書き切れてない部分もあります。やはりここはあくまでも条文ですので。ですから、例えば、これをずっと議論していく中で、今回なぜこの条例をつくらうとしているのかという部分がありますが、前文を表記しようということになれば、そういった部分もその中にしっかりと書き込んでいって、我々の立法の意思は記していきたいし、結果、やはり県民の幸福実感度を上げていくという方向に持っていきたいと思うので、そこはこの条文そのものに関しては原文で行かせていただきたいと思いますが、思いとしてはしっかりと書き込ませていただきたいとさせていただきます。どうでしょうか。

委員：2回目があってはならない。それは私もそのとおりだと思いますし、そのための必要な温かみのある施策だということも一定理解できるのですが、どこかで少し何か厳しいという部分も感じておって、そのときにちらっと頭に思い出されるのが、確か以前、委員さんが、国のほうで免許を取り消されて、もう一度取るときに受診するというような動きがあるというようなお話をいっぺんなさったことがあるんですけども、そういうような何かもう一つワンクッション、何かのバランスが取れたらいいなという思いがずっとしてしまっていて、本当にそういう決めつけとか制裁ではないという皆さんの温かい思いは本当にありがたく、私もそうなんですけど、何かしらバランスのところで、もうワンクッション取れないかというのをまだ思うところであります。

委員：国の動きに関しては、まだ全体が分かり切れているわけじゃないんですが、確かに道路交通法改正の中で今いろいろと議論がされていると。そこで違反者に対して講習を受けるときに、飲酒運転に特化した講習を受けるということと、多分ペーパー判定だと思いますが、判定をするということと、報道の範囲ですが、30日間日誌を書かせるという内容があると聞いています。国のほうにおいては、少なくとも医療的アプロ

一斉というところまではなかったのかなと思うので、そこはこことはまた違うのかと思うのと、それと、やはりこの条例ができた後、法律において様々な変化があると思います。さらには、例えば、もう私免許を取らないという人に対してまで受診をさせるのかどうかというところは、自分が言うのも変ですが、少し抜けているところもあります。ゆえに、例えば(5)において、例外規定といったら変ですが、この限りでないみたいな、こういう場合はこの限りでないというような項目を一つ(5)に入れておけば、例えば、道路交通法がこう変わったので、そっちで読み込めるものは読み込めるとか、受けないという意味を明確に示した人に対しては行わないとか、そこは私まだイメージで話して恐縮ですが、この限りにおいては除外するとかうんぬんという、そういう項目を事務局、下に入れることによって包含することってできますか。

事務局：規則で定める場合はこの限りではない、というような文言を書き込むことはできます。

委員：規則で定める場合はこの限りでないと。

事務局：具体的に何かに該当した者はこの限りではない、というふうにもできます。

委員：そうすると、例えばこの後に、あえてここだけ入れるのかどうかはありますが、(5)に、規則で定めるものはこの限りでないとして、委任規定で、規則で定められますよとしているんですね。例えば、規則の中に道路交通法で新たに包含されることとか、これイメージですよ、免許を取得しないと明確に意思表示した人に対しては、この限りではないとかということを書き込むことによって、これは規則ですから、その時々によって柔軟な対応ができます。それによって何でもかんでもこれに突っ込むということじゃないと、そういうことはできるということです。そういう対応でどうでしょうか。

委員：私の意見に随分柔軟なご提案をいただいております。私のワンクッションということがそういうところに入れてもらえるのであれば、いいのかなと思います。もう一度確認ですが、大概の違反された方というのは、一発でほとんど免許を失うというようなことでよかったですか。それで再犯のデータはほとんどないというような参考人さんか県警さんからかありましたが。もう一度その確認を。

委員：事務局、どうですか。酒気帯びか飲酒かによって違うんですね。記憶の範囲ですが、飲酒量によって免停もあれば、免許取消もあれば、欠格期間が何年というのもあると思います。だから、取り直すことができるというか、また免許停止期間が終わって、また運転するというのもあると思います。

委員：手元に資料があるので、酒酔い運転の場合は行政処分として3年の免許取消、酒気帯びの場合、呼気のリットルによりますが、濃いほうですと2年の免許取消、薄いほうですと90日の免許停止、ということで、免許停止があるということですね。

委員：そうすると、コントロールできない大量飲酒、つまり依存症のおそれのある方は、比較的重い違反をする可能性も高いわけですね。その辺の段階、1回目といえども非常に軽微な飲酒量であったという場合まで1回目かというところは、皆さんいかがでしょうか。

委員：これだけ厳罰化している状況の中で、飲酒量がどんな量であったとしても、ハンドルを握ってしまうことがコントロールできてない状況だと思います。これはあくまでも飲酒運転防止に関する条例の検討会なので、私のアルコール依存症に対するの思いをしゃべると、ちょっと筋が違いますが。アルコール依存症で多くの方は非常に悩んでおられる。その病気の意識を持たずに。そのことによって様々な社会問題、暴力の問題があったり、児童虐待の問題もあったりとか。アルコールに関するアプローチをしていけば自殺者は減るというのは、皆さんご存知だと思いますが、自殺対策の中でもアルコール対策をしていくという。ただ、否認の病気なので認めたがらない病気なので、飲酒運転で検挙されたということをきっかけに、ぜひとも苦しんでおられる方を救っていくために、今回の条例というのは本当に起爆剤に私はなると思います。言い過ぎかもわかりませんが、自殺者の数を減らすことにも寄与できる本県条例になり得るんだというふうに思いとしてはあります。

委員：それは以前、私も申し上げたように、そういうことを考えると、かなりアルコール依存症に特化した条例になる場合もあるんじゃないかということで一度申し上げたかと思います。まさにおっしゃるとおりだと思います。その入口として温かい手を差し延べる受け皿になるということになれば、私もうれしいなと思うんですが、一方で、そうでない方も一気に網をかけてしまうおそれがあると思ったので、1回目からすべて外形でかけていいのかという思いがあったわけなんです。今、座長さんのほうから、5番目に何か項目を入れて、そういうような広すぎる網のかけ方とか、国の動きによってダブるじゃないかというような場合に対してでも、いろいろ柔軟に対応できるようなことを考えていただけるということですので、それならばというように今は感じております。

委員：ありがとうございます。どこまで柔軟性を持たせるかは、まだここでは担保は取れませんが、しかし、少なくとも規則で定めるものについてはその限りでないというの

を各号に入れさせていただく。今後、この条文をもとに基本計画ないしは実施計画というのが作られる。そこで、そういったことの中でやっぱり規則で少し書いておいてということではできると思いますので、これはあくまでも条例ですから含みにさせていただいて、あとは基本計画、実施計画の中で思いも含めて、どこまでというのはここでは結論できませんが、ということではよろしいですかね。

委員：そういうことでしたら、先ほど皆さんも言っていただいたような思いを、ぜひ前文に書き込んでいただいて、そのようによろしく願います。

委員：ありがとうございます。本当はここに受診義務を置きながら、1回目の受診義務を誰も受ける人がいないというぐらい、閑古鳥が鳴いておるとというのが本来めざすべき条例の姿ですので、そこまでいけたらいいなとは思いますが。そうしましたら、「7 受診義務」の(1)(2)(3)(4)については、原案のまま、そして、(5)において規則に定めるものについてはその限りでないという、ちょっと今思いつきでものを言っていますので正確性を欠いているかもしれませんが、それを(5)にこの受診義務の項目については追求するというところで決定をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。どうぞ。

委員：今、例外規定を設けることの項目をつくろうというのは、私も非常に大事なポイントだと思います。それは今やり取りをされた理由ももちろんございますが、もうちょっとこの条文自体のリスクというのですか、無効じゃないかというお話が場合によっては出てくるかもしれない。そのことを想定した場合においても、例外規定を設けておく必要性はあるともいますので、賛成したいと思います。

委員：ありがとうございます。大変にご配慮をいただいた一言、ありがとうございます。では、そのように受診義務はさせていただきます。続きまして、「8 相談」に移らせていただきます。「8 相談 県は、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等からの相談に応じるなど必要な措置を講ずるものとする。」ということでございます。ここで前回の検討会で追加の論点として、飲酒運転をした者も条文中に書き込むかどうかというご意見をいただいたところです。それで、ここに関して正副で調整をさせていただきましたところ、飲酒運転をした者については、大きくとらえて飲酒運転をするおそれのある者に含まれるととらえることができるのではないかとということで、あえて書き込む必要はないのではないかとひとまず整理をしたところでありますが、この部分について皆さんからご意見を伺いながら、最終的な確定をさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

委員：「した者」も「するおそれのある者」というところに包含されるということで、その解説をいただければそれでいいかと思います。

委員：極端に言うと、飲酒運転をした者、する者も含めてするおそれのある者に入るのはないかというような判断をしたところであります。よろしいですか。

委員：部分的にはそれなんだろうが、できるだけ条例でありますし、解説とか無くても読むと分かるような条例のほうがいいかと思ひもしますが。

委員：そこ事務局どうですか。

事務局：相談の趣旨から考えておりました、案を作ったとき、趣旨が、飲酒運転をやめられない人やその家族の方が相談されたときに相談に乗るような仕組みということでしたので、そうしますと、飲酒運転をした人であっても、相談したいという人はまた繰り返して運転してしまうと、そういう人の相談に乗るという内容ですので、おそれのある者で大丈夫かと思っております。

委員：分かりました。飲酒運転をした者もしている者も将来においてするおそれがある者ということだと。ここは7は違反者に対するの取組ですが、それに限らず、その自覚を持った人、けど、やめられない、ないしは、家族ですね、しかるべき相談の場所がほしいというところで検討して、その相談に対するの取組を行っていただくということで、この案文でよろしいですかね。ありがとうございます。では、相談については、この案文で決定をさせていただきます。続きまして、「9 情報提供」ここについては少し分かりづらい表記をしております。大変に申し訳ありません。県は、 のため、これは目的が入ります。飲酒運転の根絶のためとか、飲酒運転根絶について、その分析をするためとか、そういった内容の目的、 に関する、ここについては具体的な内容を入れるのか入れないのか、ということで に関する情報を提供するものとする。ということで、論点としては、この情報提供の目的をどうとらえるかということで、この のためをどうするのか。そして、誰に対してどのような内容の情報を提供するのかということで、何も表記しない場合は、一般的に県民に対してということになります。県民及び市町や事業者にも提供する必要があるのではないかとすると、県民及び市町及び事業者という形で具体的に例記が入ってくるんだろうと思います。そして、どういった内容を入れるのかということで、何も入れなければ、飲酒運転一般の情報ということで、執行部にその情報の出し方を委ねるわけですが、そこに例示として検挙者数とか事故件数とか、ないしは、飲酒運転根絶に資する分析を行ったその内容であるとか、そこまで書けるかどうかは分かりませんが、ここについて少し意

見が分かれておりました。ゆえに、少し幅広のたたき台案にしてありますが、ここについて皆さんのご意見を伺いたいと思います。どうでしょうか。ないしは、要らないという案もありましたが。

委員：宮城県の構成はそれでいくとどうなっていたのかというところを、改めて確認をさせていただきたいのですが。宮城県については、情報提供の主体は、少なくとも公安委員会になっておりましたということと、あと、事務局のほうで何のために何に関する情報提供するというところで、それは条文ではここまでだけでも、規則でこうこう定めているとか、そのあたりの現状の宮城県の事例について、我々情報共有させていただきたいのですが。

委員：事務局。

事務局：宮城県に関しましては、情報提供のところで飲酒運転根絶のため、市町村の政策及び事業者又は事業団体の活動を促進するため、市町村長及び事業者等又は事業者団体に対して、次の各号に掲げる情報を提供するというところで、飲酒運転根絶のための施策の実施に必要な情報、細かくは規則の第3項というところで、当該市町村の区域で発生した飲酒運転による交通事故が発生した場合は、その状況、当該事故の飲酒運転違反者の性別及び当該違反者の飲酒の状況。それから、市町村の区域に居住する住民が、飲酒運転をし、又は飲酒運転による交通事故を起こした場合は、その状況、当該飲酒運転違反者の性別及び当該違反者の飲酒の状況、そのようなことを情報提供することになっております。

委員：確か性別とかの結構細かなところとか、どのタイミングで提供するかとか、そのことについては、条例ではなくて規則で定めているということによろしいということですね。分かりました。その前提で議論させていただきます。

委員：どうですか。

委員：基本的に情報提供要らないかというスタンスなんですけど、ただ、目的をどうとらえるかという、まさにここだと思います。検挙されました。もちろん新聞報道されたりして、どここの何々さんがこんな事故起こしましたとかいうことであったりとかするので、その時点で社会的制裁は否応なしに受けると思うんですが。単なる検挙だけのときに新聞報道されないような状況の中で、社会的制裁をさらに課すというか、結構これは抑止力として、項目として挙げるのであれば、なり得ると思いますが。その辺が必要かどうかというところをご議論いただいたらどうかと思いますが、いかがでしょう。正副の座長のお考えというのがもしあれば。難しいとこだと思います。

委員：この情報提供において、例えば、事業者で検挙された数を事業者に知らせるとか、市町において、その数とか性別うんぬんを知らせるとなると、そういった趣旨のところまでの情報提供になるのかなと。だから、飲酒運転の根絶のためうんぬんだけではなくて、少し非常に抑止的に出すのかなという感じがしますね。しかし、それではなくて、県の全体の状況であるとか、取組の状況であるとか、例えば市町の検挙者数の特徴なんかであれば、今の飲酒運転根絶に向けての取組の現況をそれぞれに知らしめると。そして、そのところからどう進んでいくかというところの根拠となる情報提供になるかと思えますね。県民に対して、県ないしは公安委員会が今の県の状況、検挙者数とかうんぬんというのをただ知らせるといっているのであれば、これは単なる情報公開、それも分析もない状況、現況の報告ということになるのかな。だから、どこまでここで目的を持って縛りをしていくのかは、皆様のご意見をいただきながら決めていきたいと思っておりますが。正副の思いとしては、事業所とか事業所団体に対して、その検挙された総数とかうんぬんというところまではどうなのかなとは少し考えておりますが、しかし、それが効果を持たせるのだということであれば、そこも含めて皆様のご議論をいただく話かと思っております。あまり前提論は持っていません。

委員：宮城県へ視察に行かせていただいて、この情報提供の部分を聞いたときに、私としては社会的制裁を受けるおそれがあるのではないかと思いました。確か副座長さんだったと思いますが、これで何を目指しておるんだと聞いたら、そういう者がいるので社員教育をちゃんとしたり、そういう貼り紙をしてもらうのが目的だというような返答があって、それであるならば、この情報提供でなくても実現できるのではないかという思いがいたしました。そうすると、やっぱり情報提供ということは、今回の条例がきちんと機能していくために必要な情報を必要な場所へ渡すための規定であるべきかと感じました。

委員：必要なために必要なものを提供するという趣旨は、例えば、県が受診義務を課すときに公安委員会がその情報を提供するか、ないしは、教育委員会が教育の現場で何かの講習なりをやるときに、そのための根拠となる数字なりを示すとか、そういう趣旨ですね。

委員：受診義務の部分までは想定していなかったですが、多分そういうことだと思います。例えば教育現場で何かするときに、そういう教育をするときに何か情報が必要ならば、当然その情報は教育現場に置くべきだということをイメージして申し上げました。

委員：分かりました。

委員：宮城へ行かせていただいたとき、結局発生した都度、市町村長に通知したりとか、事業者には通知したりとかされているけれども、ねらいである飲酒運転根絶のための取組をしていただきたいがために情報提供しているけれども、なかなかやっていただけない、成果が上がってないというお話を伺いました。ここで単に情報提供するだけでしたら、抑止力にはなるでしょうが、それをどう活かすかというところが非常に大事だと私も思います。そう考えた場合に、まずは、やっていただいているとは思いますが、公安委員会で飲酒運転を検挙した、ないしは、事故が発生したというところの時間であったり、性別であったり、どこで飲んできたとか、そういう起因となった部分であったりという分析をしっかりとやっていただく。それが公安委員会だけにとどまるのではなくて、先ほど委員も言われたような、その後、教育機関であったり県でもいいのですが、市町や事業者に対してそういう分析した傾向の情報を提供するということについては必要だと思ひまして、少なくとも宮城県のように、発生しました、あなたとこ1人です、2人ですという情報提供であるならば、あまり規定する意味がないと思います。それを分析して今後の対策を講じるのに有用な情報として加工したうえで、提供していただけるような仕組みというものをこの条文の中で盛り込むのが有効ではないかと思ひます。

委員：分かりました。ほか、どうですか。委員、ちょっと聞いていいですか。そうすると、もしその方向性でいくと、この情報提供の「県は」というのは、これは公安委員会も含んだ「県は」ですが、ここは例えば「公安委員会は」に絞ったほうがいいんじゃないかということも含めてお考えですか。

委員：私は宮城県で宮城県はなぜ公安委員会はとされているのですかと聞いたときに、個人情報保護の観点から県がそれを、例えば知事部局が得た情報を加工してしまうというのは、個人情報の観点から課題があるということで、公安委員会はとしたというお話を聞いたので、ここは公安委員会が情報を分析して、必要な情報を提供する、しなければならぬという内容かと考えています。

委員：飲酒運転根絶に資するための必要な情報をということですね。

委員：例えば、それがその者の求めに応じて、その者というのは、市や町であったり、事業団体であったり、事業者であったり、教育機関であったり、求めに応じて適切と判断される場合は提供しなければならないとか、そういう構成になればいいという気はしております。

委員：分かりました。ほか、どうですか。

委員：自分の中で全くイメージが湧かないので、なくてもいいかなと思います。具体的な有効性というのが分からないので。

委員：委員がおっしゃったことは、私も非常に理想と言いますか、できたらいいなと思っております。ただ、私の中では最低限でも現状の検挙者数と取締り件数程度は県民の皆様にも知っていただきたいと思っております。

委員：ほか、どうですか。

委員：もう少し自分の意見の補足をさせていただきますと、この条例の検討会が始まったときに、現状について県警本部の方にもおいでいただいてお話を伺いました。そのときに我々としては有効な手立てを打つ施策をするためには、今の現状、しかも飲酒運転をする傾向の高い方をどうするか、場所をどうするか、そんなような議論もしたかったわけですが、そのためのデータが示されなかったというか、無かったのか、持っていても出せなかったのか分からないのですが、そうした中でこの議論をスタートしたという思いの中で、少なくともそういう分析をされたようなデータがあれば、もう少し我々として有効な施策を提案できるんじゃないかと感じた中で、今回、このような提案をさせていただきます。

委員：ほか、どうですか。なくてもいいという意見もあったわけですが、今の全体の話をお聞かせいただくと、例えば非常に恐縮ですが、あくまでもまず「県は」にさせていただきますが、ここは公安委員会にするかどうかは事務局と相談ですが、飲酒運転根絶に資するための検挙者数と必要な情報及びそれをもとにした飲酒運転根絶につながる有効な情報、分析という言葉は書けないと思うので、有効な情報を提供しなければならないにするのか、提供するものとするのか、ないしは、そこに適切に提供しなければいけないとするのか、そんな感じのニュアンスですかね。

委員：そういうニュアンスで結構です。それは可能なかどうかというところが、なかなかここでは判断しかねますので、重点取締区域を設ける話と合わせて、県警本部のご意見を伺ったうえでもいいのかと思います。どうしてもそういうのが別の法律上難しいであったりとか、すごく手間がかかるような話だったりした場合は、そこまで求めるのは酷だと思っております。

委員：分かりました。ざくっとしている内容だったら、今、発言のあったように、なくともいいのかなという感じがしているところもあります。それで、委員の言われた必要な情報を提供してもらうというのは、例えば基本計画の中で教育とかうんぬんに対して提供してもらうと。多分出所は公安委員会のことが多いので、という趣旨で書ける

かと思えます。どうせやるなら有効な情報提供をしてもらいたいというのであれば、飲酒運転根絶に資するための必要な情報、そこは今、委員言われた検挙者数とか事故件数とか事実ですね、並びに飲酒運転根絶につながるための有効な情報、これも分析をしたうえでの情報を適切に提供するものとするというような案文を作らせていただいて、ここは県警との協議の中で改めてそれを残すかどうかということにさせてもらうということはどうですか。

委員：私も積極的に情報提供するべきではないということではなくて、どういうふうに活用できるかとか資するかということだと思ふし、ただ、その前提の中では個人を特定できる情報は除くという、まずは入口で共通認識をいただいたうえでということをお願いしたいと思います。

委員：今、私が言った案文というのは、まず前段においては、県内全域なのか市町に分けるのかはまだはっきりしていませんが、事実としての数の提供、数の事実をそこでしっかりと県民が把握するということです。だから、市町とか事業者とか団体じゃなくて、県民に対してということの書きぶりでもいいかと今少し思っています。かつ、有効な情報というのはそれを分析をしたうえで、県の傾向であるとか市町の傾向ぐらいまではいいかと思えますが、出したうえで、それが今後の施策につながっていく。それができないとか認められないとなれば、書く必要があるのかどうかという議論になると思いますし、そんな感じで。これによって団体とか企業までうんぬんというまでの思いではないと思うのですが、委員、そこどうですか、そこまでの思いもお持ちになっていますか。

委員：使ってほしいんですね。せっかくそこまで有効な情報であるならば、それを使って事業者であり教育機関がアクションを起こしていただきたいという思いからいけば、書き込むというのも一つ手かなという気はしています。

委員：書き込むというのは、事業者とか事業者団体に数、事業者や団体に所属する人間の数を提供するということですか。

委員：ではなくて、一般的な傾向でもいいです。あなたの事業所の職員さんがいつ飲酒運転起こしましたよという情報提供はあまり意味がないと思っていますので。

委員：県として分析された情報を、団体だろうが企業だろうがちゃんと手に入れて、そして、それが社員教育や従業員教育に活用されるということですね。そのための分析された傾向が見えるようなものがあつたらいいんじゃないかということですね。であれば、特定されるとか、それによって例えば制裁を受けるということではないという理

解ですね。分かりました。

委員：例えば、飲食店業者さんとか飲食店事業者の団体さんに対して、その地域の何とか店で検挙者が多いからみたいな形でぐっといくと、また微妙なところがあるのかなとちらっと思ったりするので、それは頭の中においてご検討いただきたいと思うんですが、そこをどう取り扱うかだけ。

委員：そのあたりは宮城県でしたか、ありましたけど、例えば、飲酒運転の違反者が4割飲食店で飲んできたとか、そういうレベルの情報を提供してあげるイメージかと思いますが。

委員：そうしましたら、全体の意見として、成案ではないですが、「県は」、ここは公安委員会にするかは、また次回にしますが、飲酒運転の根絶に資するための必要な情報、ここを必要な情報と書くのか、検挙者数、事故件数等必要な情報と書くのか、これは事務局に任せていただきたいと思います、の情報の提供、並びに飲酒運転根絶のためとか、有効な情報を適切に提供するものとする、ないしは、しなければならぬ。そこも少し書きぶりにはありますが、結果、それを誰もが手にできて、傾向性が出ますから従業員教育や様々な取組に活用していただきたいと、こういう意味合いを含めてそういう条文にするというので、次回に案文を正副案として出させていただいてご決定いただき、そして、さらに県警本部との協議の中で、これを残すかどうかというのを決めていくという、少し含みが多いですが、ここに関してはそういう感じでよろしいですか。非常に一般的なざくとした情報提供はやらないし、委員が言われたところは、計画の中で書き込む、ないしは、手続き的な話として、思いとしてこっちも伝えるということはどうですか。

委員：きちんと書き込んでいただければいいとは思うんです。こだわらないですが、どこに書き込むかは。ただ、法律や条例は悪用されないようにだけきちんとどこかで抑止が必要だと思いますので、よろしくをお願いします。

委員：分かりました。では、ひとまず、そういった、ここは決定ではなくて案文を次回作ってご提供させていただき、そして、それを決定のうえ、さらに執行部との協議の中で入れるかどうかを決めると、こういったことでひとまず通らせていただきたいと思えます。よろしいですかね。もう少しですので、休憩なしでいいですか。そうしましたら、次に、「10表彰」につきましてご検討をいただきたいと思いますが、ここはあまり議論はないと思いますが、一応朗読させていただきます。「10表彰 県は、飲酒運転の根絶に関する取組に関して、顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を

行うことができる。」という表彰規定を入れさせていただきました。大体他県の例に倣っておりますが、他県は「特に」顕著なと「特に」が入っているところが多いんですが、いろんな意味で表彰というか、成果を示していこうということで「特に」は外しました。皆様のご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：特にというのを取っていただいて、ハードルはちょっと下げたのだと思います。確か宮城県で私が質問したときに、多分宮城県の場合は、まだ1個しか取っていないというお話だったと思いますし、今後、三重県もこうやって条例をつくっていく中で、先ほどの教育のほうにも力を入れていくということもございますので、そこら辺を加味していただいて、なるべく多くの皆様が認められる、表彰してもらえるような形に進んでいっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員：ここは自発的な取組とかボランティアとか、またNPO法人、ないしは、高等学校で取組というふうに、また、運送業者においてそういう取組をしているとか、後、飲食店業者においても非常に積極的であるという、非常にどんどんここは活用していけるような。宮城県の1件というのは、何かもう少しという思いもありましたので、そういう意味合いを持たせたいと思います。

委員：「顕著」なという言葉自体に既に特別なとか特にという意味合いも含まれてますので、これでいいと思います。

委員：ありがとうございます。

委員：後の基本計画のところに行くんですが、断酒会さんとかいろんな自助団体さん、そういうところの活動にも目を向けていただけたらと思います。

委員：私個人としては当然想定しております。よろしいですか。では、「10 表彰規定」は、この原案のままで決定をさせていただきたいと思います。「11 委任事項」ですが、これについては、既に規則で定めてはどうかというところも少し議論がありましたが、今後、この委任事項を入れておくことによって、必要な規則が出てくる可能性があるもので、一文入れておきたいと思っております。よろしいですね。ありがとうございました。それで、もう1点、ご議論いただきたいことがあります。それは、委員から、たたき台案にはなかったんですが、飲酒運転根絶の日を条文に表記してはどうかという提案をいただいております。正副といたしましても、やはりそれは入れたほうがいいだろうということで、案文を作らせていただきましたので、事務局から配付をさせていただきます。そうしましたら、私のほうから少し説明をさせていただきます。少し読ませていただきます。「飲酒運転根絶の日 (1) 県民の間に広く飲酒運転の根絶につ

いての理解と関心を深めるため、飲酒運転根絶の日を設ける。(2)飲酒運転根絶の日は、月 日とする。(3)県は、飲酒運転根絶の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。」という3項目です。参考例として、平成23年にできております津波対策の推進に関する法律、これにほぼ流れとしては倣っております。平成5年の環境基本法もここに参考例として示させていただきました。飲酒運転根絶期間というよりは、飲酒運転根絶の日という意味合いのほうが強いご提案をいただいたかと思っていますので、こういう案文を作らせていただきましたが、いかがでしょうか。

委員：つくっていただいたらいいと思います。

委員：ありがとうございます。

委員：他県の条例では毎月と規定し、何とか運動の日と。飲酒運転根絶の日は日で指定していたりというパターンがあるのですが、これはある一定、1年間のうちの1日ということではよろしいですか。

委員：これは1年間のうちにメモリアルな1日という考え方です。毎月何日を飲酒運転の根絶の日とするという案もできると思います。

委員：基本的に根絶の日は定めたほうが、県民への周知にとってはいいかと。ただ、どの日にするか、人々の心に記憶にしっかりと刻まれる日というのを、語呂合わせでも何でもしっかりと正副座長で考えていただいても結構ですし、この皆さんでご議論いただければと思います。

委員：成案になるときは日にちが入ります。根絶の日は規則で定めるとすることもできるのですが、ここは規則で定めるではインパクトが弱いと。条文に日にちが入ることが大事だろうと。では、いつにするのかというのは、それはもうちょっと後に決めればいいなみたいなことは言っていたのですが。といて、今のところ、ないんですよ。

委員：提案者として、県民に対する周知も一所懸命やれるかなという意味において、ぜひ入れて欲しいと思っています。他県の状況を見ますと、先ほど毎月の話もありましたが、大分県が毎月20日、宮城県が5月22日、毎月22日。特に5月22日は事故のあった日ということで定めていらっしゃるというのを伺いました。沖縄県は覚えやすいようになのか、毎月1日。福岡県はよく分からないのですが、それこそ規則で決めると書いてあって、いつなのかというのは、今、手持ちの資料を見たのですが、分からないんですが。できれば悪い意味でのメモリアルデーをこの日にはしたくないと思います。幸いにしてまだ三重県ではそのような忘れてはならない日という

のではないと思っていますので、前向きな日に設定してもらえればと思います。

委員：私の思いとしては、どういう視点・観点でこの日をするかというのは、今後だと思っています。必ずしもそういう不幸な日を入れなければいけないというものではないと思いますし、今、事実の紹介がありました。私は非常に前向きな日でもいいかと思っていますし、7月7日でもいいと思ったりとか。なんでと言われると、なかなかつらいものがありますが。そこは皆さんとのご議論です。皆さんのご意見として、まず、月日にするというのを入れるということに関してはよろしいですか。年に1回、ここでやっぱり記念式典をやってもらったりとか、出発式をやってもらったりとか、例えば、講演会をやってもらったりとか、表彰もやって、これは年に1回あったほうがいいかと。例えば、虐待防止でも11月1日にキャンペーンをやってますよね。あそこからというのがイメージとしてあるので。そのうえで毎月にするとか、そこから1ヶ月間をその期間にするとかいうのを、この案文には入れてありませんが、その辺はどうでしょうか。あんまり形骸化してもどうかという思いを正直持っているんです。書いたはいいわ、何もされてないと。当然春夏秋冬の交通安全週間というのがありますので、そこでも4Sというので当然酒というのは入ってくる。それよりもさらにまた特化した何かをここで示すことは必要なのかということによっておるんですが。

委員：私も日については、まだ何日がいいとかいうことではないんですが。この前、福岡県の資料を見たときに、3月や12月に飲酒死亡事故が多いということと、週末が統計的に圧倒的に多いということで、そこら辺も考慮したらいかかかという思いはあります。

委員：多くなっていくところの手前の何かメモリアルな日ということで。ここで日にちを決めるという話ではありませんので。毎月うんぬんとか、期間を設けるとかいうことに関してどうですか。そんな意見も出ているのかなと気がしていますが。この日、年にいっぺんのメモリアルでいいということなのか、毎月いっぺん期間にも入れたらどうかとか、このメモリアルの日から何週間はとか、その辺はどうですか。

委員：条例上は条例の本文では何月何日という形で、毎月何日という形でしっかりと運動していくんだという部分が、もし今後展開されるのであれば、それは基本計画の中で定めていくというか、規定していてもいいのかなと私は思っています。

委員：分かりました。ほか、どうですか。

委員：ちょっと思いつきの確認で申し訳ないですが、年4回の交通安全の期間ありますね。

そこは基本かぶらないという考え方と、その中に含むという考え方が一つあると思うんですが、その整理だけはしておいてほしいと思います。

委員：正直、私の中でまだそこまでの整理が仕切れていなくて申し訳ないですが。今後の議論の中で皆さんのご意見を伺いながら、どちらでも、今の範囲ではいいかと思っております。今後、具体的な日にちを決める中で、そこも考えていったらどうでしょうか。

委員：当たり前の話ですが、安全運動の期間にはいろんなイベントがあったり活動があるので、ある意味、重なってしまうということだとか、インパクトが弱くなるという点だとか、あるいは関係団体にそのことをお願いしてもらうことについては、さらなる負担になる部分もあるので、個人的にはそういう期間を避けて別途やる形のほうがいいかとは思いますが、その点の含みだけしておきたい。皆さん、もしご意見があればとは思いますが。

委員：その点、確認の範囲でどうですか。そういうことかな。

委員：県警さんがやっていただく様々な運動は運動として、このメモリアルの日には、本県条例の特徴的なところを県民の方により分かっていただくための何か行事までいくのかどうか分かりませんが、取組をしていただくということで我々は検討して、条例としたときの趣旨が発揮できるのかと思います。別でという形で。

委員：交通安全運動の中で、交通安全県民運動なのは、確か夏と年末の2回でしたね。県民運動のときに合わせてもいいんじゃないかと思いますが。

委員：それはもう少し後の議論にさせていただいて、まずは条文としてこれでどうかということと、そこに論点として残っているのは、毎月どうするかということまで書き込むか。委員からは、それは基本計画に示せばいいんじゃないかという話とかいうことでしたが、その辺が少し議論の余地としてあるかと思いますが。条文としてはひとまずこの形でよろしいですか。よろしいですか。月 日に関しては、今後様々なご意見をいただきながら議論をしていくということで、そこで期間に入れるのかどうかということも含めてということでよろしいですかね。

委員：今調べたら福岡県は毎月25日みたいですが、各県でそれぞれこの日を置いた理由があると思います。宮城県は聞いてきたんですが、ほかの県についても事務局の方に調べておいていただきたいというのが1点ございます。それと、県民運動の中で毎月あるのも、交通安全の日が毎月11日とか、高齢者の交通安全の日が毎月21日とか、自転車安全対策強化日が毎月第1月曜日とか、こういうのが定められていますので、

そこの調整も考えながら検討していく必要があるのかなという思いだけ申し上げさせていただきます。

委員：そこをまた調査いただいて、次回、報告を。報告をお願いしたいと思います。そうしましたら、この飲酒運転根絶の日という項目は、この原案のまま、条文には示させていただき、これをどこに入れるかに関しては、正副の思いとしては、「9 情報提供」の後、「10 表彰」の前あたりかと考えておりますが。これは正副にご一任いただいでよろしいですか、全体的な流れを勘案して。おそらく他県の例なんかを見ましても、表彰の前にこういったのが入っているのが多いかと思しますので、正副にご一任をいただきたいと思しますので、よろしく願いをいたします。長時間にわたりましてご議論をいただき、具体的な内容については、本日でひとまずの、まだ少し余地を残しているところがありますが、具体的案についてはご決定をいただきました。次回、29日に。

2 その他

委員：終わりかけているのですが、福岡県では条例の見直し規定があるんですね。これについてどうかということも、今日ということでは求めませんが、議論しておいたほうがいいかと思うとともに、福岡県もさきほどの毎月のは多分調査されると思うので、福岡県さんでこの見直しを入れた趣旨というか、何を見据えてということなのかというところも、併せて聞いていただければと思います。

委員：3年をめでにとか、5年をめでにとかいう項目ですよね。分かりました。これも次回のところで議論するというところでどうでしょうか。そういったことも含めて、次回につきましては、ぐっと戻りまして、まず目的、具体的ご議論をいただいたうえで目的がこの内容でどうかというところを、まず皆さんにご意見を賜りたいと思います。それと、定義を付けるかどうか。この定義の項目を付けるとなると、どういった内容を入れるのか、ここは正副にもご一任を最終的にはいただきたいと思しますが、定義の項目を付けるのかどうか。それと、前文を付けるのかどうか。前文を付ける場合、どのような内容を思いとして入れていただきたいか、そこを皆さんからご意見を賜りたいと思っております。そして、最終的に名称、今はまだ正式名称にはなっておりません。名称について、どのような名称がいいのか、このあたりを次回ご議論いただいて素案に近づけていきたいと思しますので、よろしく願いをいたします。そして、4月になりましたら、それをもとに、まず関係団体に対しては、ペーパー等で意見を

聴取をさせていただきたいと思います。必要であれば参考人の招致ということもあり得ますが。そして、執行部との意見交換を2回ほど行わせていただきたいと思います。そして、5月に入りましたら、パブリックコメントをかけさせていただきたいと思っております。そして、そのうえで関係団体からの意見、執行部からの意見、ないしは、パブリックコメントをいただいたうえで、最終案を意見反映をしながら決定をしていきたいと。その中で様々ご議論いただいたことも最終的に総合的にご議論をいただき、成案に持っていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

委員：各団体と執行部に意見を求める前に、各会派の意見も一度、取りまとめる時間、それと、みんなの党がこの検討会に参加できていないので、みんなの党にも、ご説明いただいたうえでご意見をいただくのを、どこかのタイミングで入れていただきますようにお願いします。

委員：分かりました。そうしましたら、素案の段階で各会派への持ち帰り、みんなの党には、私どものほうからの説明という機会も取らせていただきます。では、そういった流れで4月もまたタイトにはなってくると思いますが、議論を重ねていき、めどとしては6月に条例が成案としていければという思いでおりますので、引き続きのご協力のほどをよろしくお願いいたします。最後に、全体としてご意見、ご質問等よろしいでしょうか。そうしましたら、以上を持ちまして、第8回の飲酒運転防止に関する検討会を終わらせていただきます。

以上